

2026年（令和8年）
自動車安全報告書



福井鉄道株式会社

目 次

1	はじめに	2
2	輸送の安全に関する基本的な方針	3
	(1) 安全方針	3
	(2) 安全行動規範	3
3	2025年度 輸送の安全に関する目標及び達成状況	3
4	2025年度 安全重点施策とその取り組み状況	4
	(1) 安全意識の向上	4
	(2) 設備面での安全対策の強化	4
	(3) 情報・連絡の徹底	4
	(4) 職場の健康管理・労務管理の徹底	5
5	2025年度 輸送の安全に関する教育および研修の実施状況	5
6	2025年度 内部監査の結果ならびにそれに基づき講じた措置	6
7	2026年度 輸送の安全に関する目標及び安全重点施策	6
	(1) 輸送の安全に関する目標	6
	(2) 安全重点施策	7
8	貸切バス事業者安全性評価認定	8
9	安全統括管理者	8
10	安全管理規程	8
11	輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制	8
12	事業用自動車の配置状況	9
13	安全報告書への意見募集	9
別紙1	【事故種別に関する統計 2025年度】	10
別紙2	【安全管理規程】	11~16
別紙3	【安全管理体制組織図】	17
別紙4	【事故、災害時の報告・連絡体制】	18

安全報告書

1 はじめに

皆様には、福井鉄道株式会社の鉄軌道事業および自動車運送事業の運営に対し、日頃より格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、わが国経済はコロナ禍を経て社会経済活動の正常化が進み、緩やかな回復基調にあるものの、緊迫する国際情勢や金融引き締めの影響、物価上昇の長期化など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、当社事業を取り巻く環境においては、人手不足の深刻化に加え、燃料費や電力費をはじめとする各種コストの高騰など、大きな変化と課題に直面しております。

このような状況におきましても、事業運営を支える根幹は常に「安全・安心第一」であり、「安全はすべてに優先する」という企業理念のもと、皆様に安心してご利用いただけるよう、安全・安心への投資を着実かつ継続的に実施してまいります。

当社は引き続き、地域の重要な交通インフラとしての使命を果たし、皆様からの信頼に応えられるよう、適時適切に必要な改善策を講じ、安全性およびサービス品質のさらなる向上に努めてまいります。

本報告書は、安全・安心の確保に向けた対策および取組状況についてご理解いただくことを目的として公表するものです。今後、より一層内容の充実を図るため、皆様からのご意見・ご質問等をお寄せいただければ幸いに存じます。

2026年5月

福井鉄道株式会社
代表取締役社長 吉川幸文

2 輸送の安全に関する基本的な方針

(1) 安全方針

- ① 「安全の確保はすべての事業の根幹である」との認識のもと、「安全を最優先」し、「地域に親しまれ地域と共に歩む福鉄バス」を実現します。
- ② 「安全対策に終わりはない」ことを念頭に、継続的な改善に取り組み安全管理体制の向上を目指します。
- ③ 関係法令・規程の遵守の徹底を図り、コンプライアンス体制を確立します。
- ④ 従業員一人ひとりが「考え、変わり、行動する」ことにより、安全意識を高めていきます。

(2) 安全行動規範

- ① 一致団結して輸送の安全確保に努めます。
- ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行します。
- ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めます。
- ④ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取扱いをします。
- ⑤ 事故・災害が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとります。
- ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保します。
- ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に取り組むよう努めます。

3 2025年度 輸送の安全に関する目標及び達成状況

① 有責事故件数30%減…………… 未達成

年度	2024年度	2025年度
件数	35	27
対前年減少率		22.9%減

② 構内事故ゼロ…………… 未達成（1件、逆突事故）

③ 飲酒運転運行ゼロ…………… 達成（0件）

④ 有責重大事故ゼロ（自動車事故報告規則第2条に定めるもの。以下同じ）…………… 原因調査中により保留

【参考】

別紙1 【事故種別に関する統計 2025年度】 参照

4 2025年度 安全重点施策とその取り組み状況

(1) 安全輸送意識の向上

お客様が「安心・安全・快適」にご利用いただくことを基本的理念として以下の点を推進しました。

① 輸送の安全確保、顧客満足度の向上のため、添乗指導及びドライブレコーダーを活用した指導監督を強化しました。

② 役職者研修を実施し、安全管理能力の質の向上に努めました。

③ 全運転士が無事故の意識を共有できるよう、営業所ごとに目標日数を定め、連続無事故運動を実施しました。

・福井営業所 2026年 1月 2日 150日達成

・嶺北営業所 2025年12月18日 60日達成

・嶺南営業所 2025年12月13日 150日達成

・小浜営業所 2025年 9月22日 200日達成

④ 車内事故防止策を強化しました。

・路線バス車内

継続して、車内事故防止のポスターを掲示するとともに、着席案内シールの貼付、着席後発車を励行しました。

・高速バストラック内

新たに、トランク内へのモバイルバッテリー持込み禁止・車内持込みを注意喚起するルームシートを貼付しました。

・貸切バス車内

継続して、全席シートベルト装着シールを貼付しました。また、全席シートベルト装着の車内アナウンスを実施しました。

(2) 設備面での安全対策の強化

① 車両更新の継続

ア 路線バス 購入4台、 廃車4台

イ 高速バス 購入1台、 廃車1台

ウ 貸切バス 購入2台、 廃車1台



② ドライブレコーダーの全車両導入の継続（2026年3月31日現在）

ア 路線バス 54台中 54台

イ 高速バス 4台中 4台

ウ 貸切バス 26台中 26台

(3) 情報・連絡の徹底

① 年4回の現場長（所長）会議において情報を共有し、及び、指示事項を伝達し、周知徹底を図りました。

② 自動車部内の事故小委員会で事故内容を分析し、改善策の徹底を指示しました。

③ 事故防止に繋げるため事例掲示による情報の共有を図りました。

ア ヒヤリ、ハット（運転士からの報告）

イ リスクマップ（過去の事故発生箇所）

ウ 他山の石（他社の事故例）

ヒヤリ・ハット掲示

リスクマップ

他山の石



④ 厳格な点呼の実施で、報告・連絡・指示・相談の充実を図りました。

(4) 職場の健康管理・労務管理の徹底

① 乗務員の健康診断結果の確実なフォローと健康状態の把握に努めました。

② 産業医による健康相談を積極的に実施しました。

③ 照明LED化をはじめとする施設等改修による職場環境の改善を図り、運転士の休息休養の維持確保に努めました。

5 2025年度 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

日付	内容	参加人数
6月3日他	整備管理者選任後講習	10
6月13日～15日	運行管理者基礎講習	1
8月24日他	運行管理者一般講習	10
7月23日～29日	セルフケアについての研修会	87
11月4日	コンプライアンス研修	6
10月20日～21日	安全運転講習会（路線コース）	1
12月10日～11日	安全運転講習会（路線コース）	1
12月10日	中部貸切バス適正化センター巡回指導（嶺北営業所）	3
12月11日	中部貸切バス適正化センター巡回指導（かれい崎営業所）	2

12月12日	中部貸切バス適正化センター巡回指導（小浜営業所）	3
1月14日～27日	管理者向け面談研修	6

6 2025年度 内部監査の結果及びそれに基づき講じた措置

安全管理体制の構築・改善における取組みの適合性および安全管理体制の有効性等について監査部による内部監査を受けましたが、指摘された重大な不適合はありませんでした。

- ① 監査部による運輸安全マネジメント内部監査を実施しました。
 - ア 適合性確認自己点検 2025年11月18日
 - イ 有効性確認監査インタビュー 2025年12月10日
 - ウ マネジメントレビュー 2026年 3月19日
- ② 監査部による「点呼監査」「添乗監査」「現金等出納監査」を実施しました。
 - ア 点呼監査 2025年4月4日～4月30日（随時）
 - イ 添乗監査 2025年4月16日～9月11日（随時）
 - ウ 現金等出納監査 2026年1月14日～21日（随時）

7 2026年度 輸送の安全に関する目標及び安全重点施策

2026年度は、事故「ゼロ」及び更なる輸送の安全確保に向け、以下のとおり安全に関する目標及び安全重点施策を定め、全社一丸となって取り組みます。

(1) 輸送の安全に関する目標

- ① 有責事故件数の削減…… 前年度実績対比10%以上の削減（24件以下）
事故車両のドライブレコーダーを全乗務員が視聴し、事故原因、対策を自ら考えさせるとともに、運行管理者の指導のもと、緊張感を維持して漫然運転の防止に努めます。
- ② 有責乗客負傷事故…… ゼロ
お客様の安全・安心のため、急ブレーキ急ハンドルとならない安全運転を励行し、発車の際には、お客様の着席を必ず確認するとともに、車内マイクの積極的活用を指導します。
- ③ 構内事故…… ゼロ
運行管理者の指導のもと、後退時の確認を徹底します。
- ④ 飲酒運転による運行…… ゼロ
運行管理者の厳格な点呼及び社員教育の徹底により、飲酒・酒気帯び運転の絶無に向けて取り組みます。

- ⑤ 有責重大事故…………… ゼロ
- (2) 安全重点施策
- ① 安全体質の底上げ
- ア 安全を最優先したルールの徹底
 - ・発車時の安全確認、速度厳守、信号確認及び右折・左折時の周囲確認
 - イ 乗客負傷事故防止の取組み
 - ・ミラー・目視での着席確認後の発車の励行
 - ウ 高速道路上における事故防止の取組み
 - ・法定・規制速度の遵守、シートベルトの着用案内、車間距離の確保
 - エ 構内での車両接触事故防止の取組み
 - ・後退時の2段階停車（3 m手前で一旦停車）の徹底
 - オ 異常発生時は速やかなる管理者への報告等
 - ・異常があれば直ちにバス停車し、管理者への報告
 - ・異常気象時には運行を一旦中止し、安全な場所への退避
- ② 車両・設備面での安全対策の強化
- ア 建設改良計画に基づく計画的な車両の更新（購入・廃車）
 - イ 整備内製化による車両不具合の早期発見と計画修繕
 - ウ 営業所に配置する除雪車両等の更新による構内安全確保
- ③ 情報の共有及び相互連絡の徹底
- ア 四半期毎に現場長(所長)会議を開催し、情報の共有及び指示事項の徹底を図ります。
 - イ 事故防止に繋げるため、事例収集（ヒヤリ・ハット、リスクマップ、他山の石）に加え、新たに現場長（所長）会議において事例研究を行うとともに、事例掲示をはじめとする横展開による情報の共有を図ります。
 - ウ 厳格な点呼を実施することにより報告・連絡・指示の徹底を図ります。
- ④ 乗務員教育の充実・研修の充実
- ア 部外講習へ積極的に参加します。
 - イ 年間教育による部内教育を実施します。
 - ウ DVD等を活用した社員教育の充実を図ります
 - エ 運行管理者講習による点呼指導の質の向上を図るとともに、業務前点呼において、特に検酒・睡眠・健康チェックについては、丁寧かつ正確に実施します。
- ⑤ 乗務員の健康管理・労務管理の徹底と快適な職場環境づくり
- ア 乗務員の健康診断結果の確実なフォローと健康状態の把握に努めます。
 - イ 産業医による健康相談を適宜適切に実施します。

ウ 営業所、車庫等の防水工事及び照明LED化工事を実施し、施設の長寿命化及び省エネルギー化を推進します。

8 貸切バス事業者安全性評価認定

弊社は、貸切バス事業者安全性評価認定制度に基づく「二つ星」の認定を受けております。

※「貸切バス事業者安全性評価認定制度」

日本バス協会が運営し、利用者が安全性の高いバス会社を選びやすくすることを目的としており、貸切バス会社の“安全への取り組み状況”を第三者が評価し、星の数で認定・公表する制度です。

9 安全統括管理者

取締役 乗合事業部長 田畑 雅人

10 安全管理規程

別紙2 【安全管理規程】 参照

11 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

別紙3 【安全管理体制組織図】 参照

別紙4 【事故、災害時の報告・連絡体制】 参照

12 事業用自動車の配置状況（2026.3.31 現在）

種別	乗合	貸切	合計
福井営業所	15両	0両	15両
嶺北営業所	21両	18両	39両
かれい崎営業所	0両	2両	2両
嶺南営業所	17両	4両	21両
小浜営業所	5両	2両	7両
合計	58両	26両	84両

13 安全報告書への意見募集

安全報告書の内容や当社の取組みについてのご意見をお寄せください。

福井鉄道株式会社 乗合事業部

- ※ 住 所 〒915-0802
福井県越前市北府2丁目5番20号
- ※ 電話番号 0778-21-0703
- ※ FAX番号 0778-21-0704
- ※ 営業時間 8:15 ~ 17:00（土日祝、年末年始は除く。）
- ※ HP <http://www.fukutetsu.jp/>
- ※ E-mail info@fukutetsu.jp

別紙1 【事故種別に関する統計 2025年度】

種別	他責	接触・相手車両外	接触・相手車両有	追突	逆突	重大事故	車内事故	人身事故	合計	飲酒検知違反
乗合		7	1		1				9	
貸切	1	10	2				1		14	
高速	1	1		1					3	
コミュニティ	5	2	1						8	
計	7	20	4	1	1	0	1	0	34	0
発生個所	他責	接触・相手車両外	接触・相手車両有	追突	逆突	重大事故	車内事故	人身事故	合計	飲酒検知違反
4月		1・乗合							1	
5月	1・コミ	2・貸切		1・高速			1・貸切		5	
6月		1・貸切							1	
7月	1・コミ	2・乗合	1・貸切 1・コミ						5	
8月		1・乗合 1・貸切							2	
9月	1・高速	1・貸切 2・コミ	1・乗合 1・貸切						6	
10月		2・乗合 4・貸切			1・乗合				7	
11月	1・貸切								1	
12月									0	
1月	1・コミ	1・乗合							2	
2月	2・コミ	1・貸切							3	
3月		1・高速							1	

安全管理規程

平成20年10月1日制定

令和4年5月25日改訂

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第二十二條の二第二項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第三条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根本であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行するこ

とにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
 - 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効果的に行うよう努めること。
 - 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
 - 四 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
 - 五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画的を策定し、これを適確に実施すること。
- 2 グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
 - 3 管理の受委託の実施にあたっては、委託者および受託者は相互に協力・連携して、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第七条 経営トップは、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者

2 自動車事業部門部課長（以下、部課長等という）は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長・管理所長（以下、所長等という）を統括し、指揮監督を行う。

3 所長等は、部課長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、所内を統括し、指導監督を行う。

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第九条 取締役及びそれに準ずる者のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- 一 国土交通大臣の解任命令がだされたとき。
- 二 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- 三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第十条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。

- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- 九 輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 十 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2 内部監査の実施にあたっては、内部監査を受ける担当の業務に従事しないが監査を実施する等して、監査の客観性を確保する。

3 内部監査員に対しては、必要な教育訓練を実施する。

4 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、実施する。また、その後フォローアップ監査を実施する。

(マネジメントレビューと継続的改善)

第十六条 安全管理体制全般に関して、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。さらに、重大事故が発生した際は適宜実施する。

2 前項に加え、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

3 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第十七条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規

程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度、外部に対し公表する。

2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

(規程の改廃)

第十九条 本規程の改廃は、経営に重要な影響を与えるものを除き、安全統括管理者の権限により行うことができる。

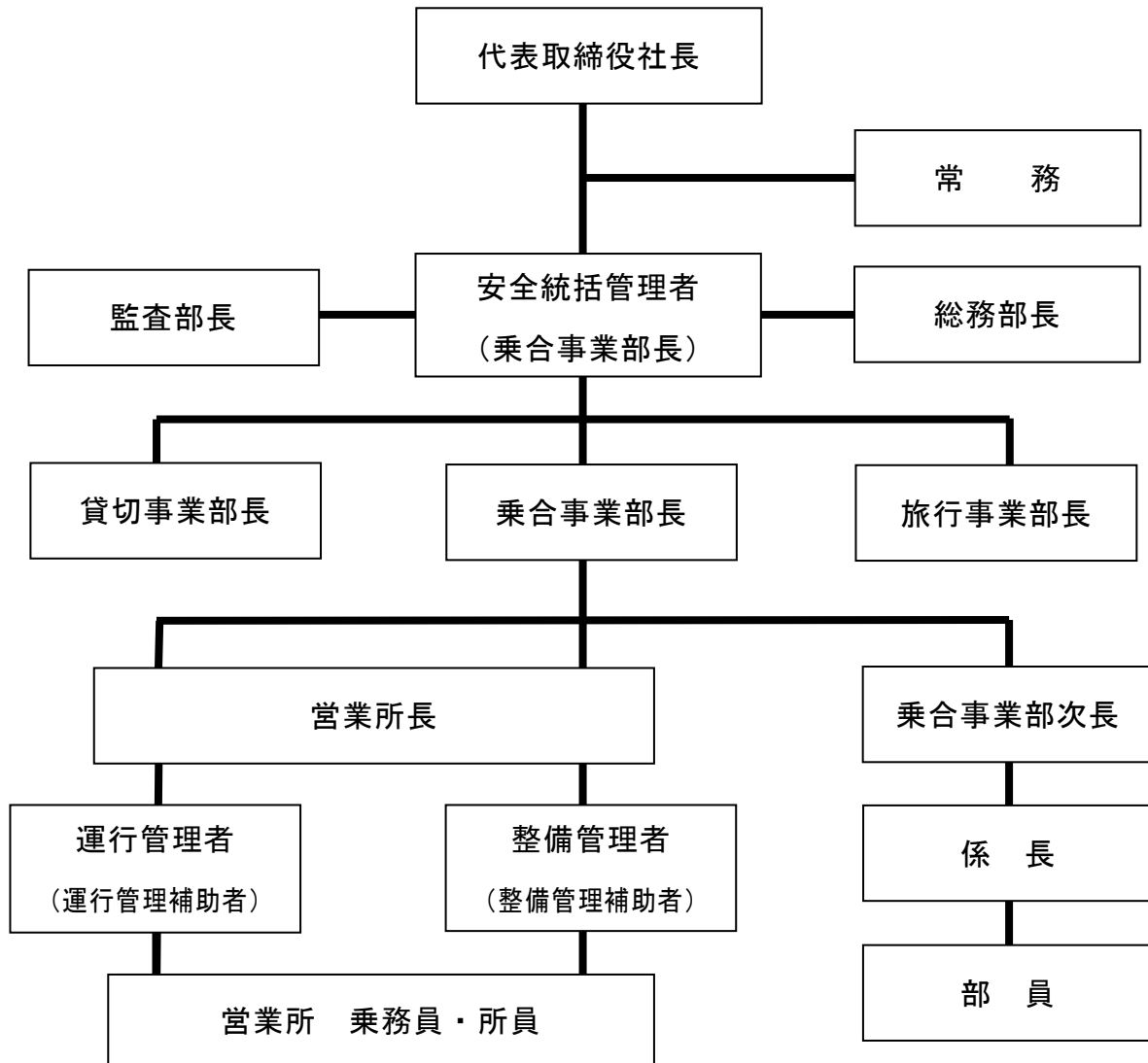
付 則

1. 本規程は、平成20年10月1日から実施する。

2. 本規程は、令和4年5月25日に改定。

別紙3 【安全管理体制組織図】

当社では、社長をトップとした安全管理組織を構築して運用しています。



代表取締役社長 輸送の安全確保に関する最終的な責任を負う。

安全統括管理者 輸送の安全確保に関する業務を統括する。

運行管理者 輸送の安全確保に関する事項を事業者に代わり行う。

整備管理者 車両点検整備等を事業者に代わり行い、事故を未然に防ぐ。

別紙4 【事故、災害時の報告・連絡体制】

